

## その他資料

令和7年度 幼稚園 入園内定状況表	.....	資料 10 P1 表⑫
令和7年度 保育園・認定こども園 入園内定状況表	.....	資料 11 P2 表⑬
保育施設受入見込状況表（令和7年4月入園分）	.....	資料 12 P3
玉野市幼保一体化等将来計画（宇野・玉地区）の取組について	.....	資料 13 P4～P6
こども誰でも通園制度について	.....	資料 14 P7
一時預かり事業の見直しについて	.....	資料 15 P8～P9
「(仮称) 玉野市こども・若者計画」の策定について	.....	資料 16 P10

令和6年度

玉野市子ども・子育て会議

令和7年2月19日

## 令和7年度 幼稚園 入園内定状況表

表⑫

令和7年1月27日

園名	年 齢	年 齢	年 齢	計
	3歳児	4歳児	5歳児	
田井幼稚園	12	7	11	30
宇野幼稚園	7	3	6	16
日比幼稚園	2	0	6	8
荘内幼稚園	10	8	8	26
合 計	31	18	31	80

参考 (前年度合計)	17	32	42	91
---------------	----	----	----	----

令和7年度 保育園・認定こども園入園内定状況表(1次選考結果)

表⑬

令和7年1月27日

園名		年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
田井保育園	申込数	0	17	17	19	23	24	100
	内定数	0	16	17	19	20	24	96
宇野保育園	申込数	0	4	5	8	7	12	36
	内定数	0	4	5	8	8	12	37
玉認定こども園	申込数	2	2	6	12	11	12	45
	内定数	2	2	6	12	11	12	45
玉原認定こども園	申込数	3	17	7	19	16	20	82
	内定数	3	17	7	20	16	20	83
和田保育園	申込数	0	3	9	3	4	5	24
	内定数	0	3	9	3	4	5	24
渋川保育園	申込数	0	2	3	0	4	8	17
	内定数	0	2	3	0	4	8	17
大崎認定こども園	申込数	3	11	12	8	13	15	62
	内定数	3	11	12	8	13	15	62
八浜認定こども園	申込数	1	6	17	10	19	20	73
	内定数	1	6	17	10	19	20	73
サンマリン認定こども園	申込数	2	16	16	19	26	27	106
	内定数	2	16	16	19	26	27	106
小 計	申込数	11	78	92	98	123	143	545
	内定数	11	77	92	99	121	143	543
築港ちどり保育園	申込数	9	36	46	54	42	55	242
	内定数	9	37	46	54	44	55	245
槌ヶ原ちどり保育園	申込数	10	39	60	65	59	60	293
	内定数	10	39	60	60	59	60	288
紅陽台ちどり保育園	申込数	2	6	9	12	13	20	62
	内定数	2	6	9	16	13	20	66
小 計	申込数	21	81	115	131	114	135	597
	内定数	21	82	115	130	116	135	599
合 計	申込数	32	159	207	229	237	278	1,142
	内定数	32	159	207	229	237	278	1,142

※申込数は、入園第1希望の人数であり、第2希望以下は含まず。

<参考> 前年度の状況								
合 計	申込数	28	185	195	233	279	294	1,214
	内定数	28	183	191	233	274	293	1,202

## 保育施設受入見込状況表(令和7年4月入園分)

令和7年4月入園における受入見込状況(令和7年1月31日時点)は次のとおりです。

なお、今後各施設の受入体制の変化等により、実際の受入人数と異なる場合がありますので、参考情報としてご覧ください。

表の記号の見方	○ (3人以上受入可能)	△ (1~2人受入可能)	× (受入不可)
---------	--------------	--------------	----------

## ■保育園

施設名	運営	所在地	受入見込状況					
			令和7年4月1日時点での年齢です。					
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
田井保育園	公	田井3丁目10番1号	×	△	△	△	×	○
宇野保育園	公	宇野2丁目23番2号	×	△	△	○	○	○
和田保育園	公	和田2丁目7番10号	×		○	○		
渋川保育園	公	渋川1丁目2番10号	○			○		
築港ちどり保育園	私	築港2丁目15番16号	○	○	○	△	○	○
槌ヶ原ちどり保育園	私	槌ヶ原948番地	○	○	×	×	△	×
紅陽台ちどり保育園	私	岡山市南区西紅陽台3丁目1-116	△	△	△	×	○	×

## ■認定こども園

施設名	運営	所在地	受入見込状況					
			令和7年4月1日時点での年齢です。					
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
玉認定こども園	公	玉2丁目1番7号	×	△	×	○	○	○
玉原認定こども園	公	玉原2丁目7番41号	×	△	○	○	○	○
大崎認定こども園	公	東七区1番地2	×	△	×	○	○	○
八浜認定こども園	公	八浜町八浜1488番地	×		△	○	△	○
サンマリン認定こども園	公	山田3233番地2	×	△	△	△	○	○

## 宇野・玉地区における認定こども園の整備について

## 1 経緯

本市においては、令和 3 年 3 月に策定した「玉野市幼保一体化等将来計画（改正版）」に基づき、就学前教育施設の再編を進めており、この度、宇野・玉地区に立地する宇野幼稚園、宇野保育園及び玉認定こども園について、3 園の統合を目指した取組を本格化させることとした。

当該施設については、いずれも築後 50 年以上が経過して老朽化が進み、安全面での懸念があるほか、修繕工事の頻発など運営の一部に支障が生じており、また、宇野幼稚園では園児数が減少し、一定規模の集団を必要とする教育の提供が困難な状況となりつつある。

今般、これらの課題について、早期に一体的な解決を図るため、3 園を統合し、認定こども園を新設する取組を具体的に進めていくものである。

## &lt; 現施設の概要 &gt;

施設名	建築年月	経過年数	建物面積	建物構造	敷地面積	園児数の推移(人)	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
							宇野幼稚園	S46.3	53 年	794 ㎡	RC 造	1,703 ㎡	51
宇野保育園	S41.2	58 年	379 ㎡	木造	1,585 ㎡	48	45	43	41	45	41	44	
玉認定こども園	S35.3	64 年	432 ㎡	木造	1,976 ㎡	53	50	59	55	54	44	46	
合計							152	132	139	118	119	100	103

## 2 計画の概要

項目	内容	備考
施設類型	幼保連携型認定こども園	
整備・運営主体	民設・民営	事業者は社会福祉法人又は学校法人
建設地	現宇野幼稚園敷地	現園舎は解体し、新たな施設を建設
開園予定時期	令和 10 年 4 月 1 日	最短の場合
施設規模	定員 100 人程度	定員の内、教育利用は 10 人程度を想定

新たな園の整備・運営主体を民設・民営とした理由は、本市の財政負担の軽減や事業の迅速化、子育て支援に対する柔軟な対応などの優位性を勘案したものである。

また、建設地、開園予定時期及び施設規模の内容については、この計画を進めるにあたって実施したサウンディング型市場調査（社会福祉法人の 2 事業者が参加）における参加事業者からの意見等を踏まえ、市議会、教育委員会及び庁内関係部署と協議を行った結果によるものである。

なお、同調査の際に、民間による認定こども園の整備・運営の実現可能性について参加事業者に確認したところ、いずれも認定こども園の事業は実施可能との見解を示している。

3 建設地の概要



#### 4 これまでの主な取組

---

令和5年9月	宇野・玉地区における幼保一体化の推進に関する協議（市議会）
令和5年11月	新たな認定こども園の候補地に関する協議（庁内関係課）
令和6年6月	サウンディング型市場調査の実施に関する協議・報告（教育委員会及び市議会）
令和6年8月	サウンディング型市場調査の実施（社会福祉法人2団体が参加）
令和6年8～9月	サウンディング型市場調査結果の報告（教育委員会、市議会及び玉野市子ども・子育て会議）
令和6年11～12月	新たな認定こども園の整備方針に関する協議（教育委員会、市議会、庁内関係課及びプロジェクト推進会議）
令和7年2月	新たな認定こども園の整備方針に関する協議・調整（総合教育会議）

#### 5 今後のスケジュール（現段階の想定）

---

- (1) 方針決定……………令和7年2月中
- (2) 在園児保護者及び地区説明会……………令和7年4月頃
- (3) 市公式HP等を活用した広範な意見募集……………令和7年5月頃
- (4) 新園の運営事業者の公募……………令和7年9月頃

# 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

資料14

## 制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」（※1）を規定。  
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。  
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。  
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。  
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。  
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。  
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

## 【本格実施に向けたスケジュール】

### 令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
  - ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
  - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

### 令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
  - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

### 令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
  - ・全自治体で実施（※経過措置あり）
  - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

## 一時預かり事業等の見直しについて（案）

## 1 趣旨

令和7年度より新たに制度化される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、本市では令和7年度中の事業開始に向けて準備を進めている。

他方、一時的な保育の提供という点において、同様のサービスを展開する一時預かり事業等として、幼稚園では「預かり保育」を、また、一部の保育園・認定こども園では「一時保育」及び「休日保育」を実施しているところである。

今般、こども誰でも通園制度の開始にあたり、制度間の整合を図る観点から、既存の一時預かり事業等について運用の見直しを図るものである。

## 2 見直しの内容

## (1) 預かり保育（幼稚園の在園児）

項目	変更前	変更後
利用限度日数	・ <u>1月あたり5日以内</u>	・ <u>利用限度なし</u>
利用時間（期間）	・ 通常保育終了後、16:30 まで ・ <u>長期休業期間中は実施しない</u> （令和6年度 荘内幼稚園試行実施）	・ 通常保育終了後、16:30 まで ・ <u>長期休業期間中は荘内幼稚園で実施（他園の在園児も同園で受入れ）</u>
利用料金	・ 1日 500 円（おやつ代相当額 50 円を含む。）	・ <u>長期休業日以外</u> 1日 500 円（おやつ代相当額 50 円を含む。） ・ <u>長期休業日</u> <u>1日 800 円（おやつ代相当額 50 円を含む。）</u> ・ <u>月額上限</u> <u>11,300 円</u>

## (2) 一時保育（未就園児）

項目	変更前	変更後
利用限度日数	・ <u>1月あたり13日以内</u>	・ <u>利用限度なし</u>
利用料金	・ <u>1日 1,300 円</u>	・ <u>0～2歳</u> <u>4時間以上</u> <u>2,400 円</u> <u>4時間未満</u> <u>1,200 円</u> ・ <u>3～5歳</u> <u>4時間以上</u> <u>1,400 円</u> <u>4時間未満</u> <u>700 円</u>
給食費	・ <u>500 円</u>	・ <u>300 円</u>

## (3) 休日保育

項目	変更前	変更後
利用料金	・ 3歳未満 1日 <u>2,200円</u>	・ 3歳未満 1日 <u>3,000円</u>
	・ 3歳以上 1日 1,800円	・ 3歳以上 1日 1,800円

## 3 見直しの時期

令和7年4月1日

## 「(仮称) 玉野市こども・若者計画」の策定について

## 1. 概要

こども基本法が令和 5 年 4 月に施行され、同法では、こども大綱を勘案して、自治体こども計画を定めることが努力義務とされている。自治体こども計画は、こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるものであり、子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者計画等、既存の各法令に基づく。こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができることとされている。

本市でも、令和 7 年度から、これまで別々に協議を進めてきた事項や各計画等について、統合した「(仮称) 玉野市こども・若者計画」策定を進めていく予定

## 2. (仮称) 玉野市こども・若者計画とは

現行計画である「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」、「玉野市子ども総合プラン」「健康たまの 21 計画（母子保健計画の部分）・玉野市食育推進計画（一部）」「玉野市自殺対策計画（一部）」の各計画や「玉野市要保護児童対策地域協議会」「玉野市子ども・若者支援地域協議会」「玉野市障害者総合支援協議会こども部会」などの各協議会等の取組を一体化した計画となる。さらに、市のまちづくりの総合的指針である「玉野市総合計画」を上位計画として、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部分別計画となるもの。

## 【本計画の位置付け】

